○中部地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
春日井市明智町字頓明一五一四番六六から同市明智町字頓明一五一四番七八まで	前	四四・五八～五〇・三一メートル	〇〇・〇三六キロメートル	
	後	四一・三三～四九・四四	〇〇・〇三六	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
瑞浪市土岐町字森本七〇六一番六から同市土岐町字大外内七〇一三番二まで	前	三六・一五～六〇・八三メートル	〇〇・〇四九キロメートル	
	後	三六・一五～七七・一七	〇〇・〇四九	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	瑞浪市土岐町字森本七〇六一番六から同市土岐町字大外内七〇一三番二まで	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十八日

○四国地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
宿毛市平田町戸内字中大和田一八八四番一から同市和田字唐川口四三三番二地先まで	前	BA	八・六〇～一二・七二～一八・六〇～一二・七二～一	三二・〇〇メートル　五・六五〇キロメートル　六・六五七　三二・〇〇　五・六五〇　六・六五七
	後	BA	六七・五〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
香美市土佐山田町北滝本字北井詰三番一から同市土佐山田町北滝本字北井詰三番七まで	前	一〇〇・八二～一〇〇・九一～	一九・二九メートル　〇〇・〇三六キロメートル　二八・一二　〇〇・〇三六	
	後			

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第五十六号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十五年三月十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

名称　海の中道海浜公園

位置　福岡市東区大字西戸崎

区域　別紙図面のとおり（略）

（九州地方整備局に閲覧所を設け、平成二十五年三月十八日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十五年四月一日

○九州地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
宇佐市大字和気字花殿一〇二八番一から同市大字和気字花殿一〇三〇番二まで	前	一二・五〇～一一・四〇～	一二・五〇メートル　〇〇・〇一一キロメートル　一一・二〇　〇〇・〇一一	
	後			
宇佐市大字和気字入江一〇三七番一地内	前	一二・三〇～一一・二〇～	一二・三〇　〇〇・〇二二　一一・七〇　〇〇・〇二二	
	後			
宇佐市大字和気字金田八一二番一から同市大字橋津字鳥屋九番三まで	前	二二・七〇～二二・七〇～	二二・七〇　〇〇・一四一　二二・六〇　〇〇・一四一	
	後			

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所